

平成 21 年 11 月 24 日

東京消防庁救急部長 様

東京都福祉保健局  
医療政策部長  
(公印省略)

東京ルールにおける脳卒中が疑われる患者の取扱いについて

脳卒中による死亡あるいは後遺障害を最小限にするためには、発症後速やかに専門的な医療につなげることが重要です。

そのため、東京都では、本年 3 月から東京都脳卒中救急搬送体制を実施し、平成 21 年 11 月現在、158 箇所の「東京都脳卒中急性期医療機関」を認定し、脳卒中急性期患者に対する適切な医療提供体制の確保に努めているところです。

こうしたことから、脳卒中が疑われる患者については、本年 8 月から救急医療の東京ルールに基づき開始した「地域救急搬送体制整備事業」の対象とせず、東京都脳卒中救急搬送体制に基づき「東京都脳卒中急性期医療機関リスト」から医療機関を選定するよう、関係各部署への周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

- 東京ルールについて  
東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課  
小川、内田、小高  
電話 03-5320-4427
- 東京都脳卒中救急搬送体制について  
東京都福祉保健局医療政策部医療政策課  
中村、菅瀬  
電話 03-5320-4446